

重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験

宅地建物取引士向け アンケート（重説直後） 国土交通省 不動産業課

- Q1 所属する登録事業者番号、登録事業者名及び、重要事項説明を実施した宅地建物取引士氏名をご入力ください。登録事業者番号はこちら（<http://www.mlit.go.jp/common/001304230.pdf>）からご確認いただけます。
1. 登録事業者番号
 2. 登録事業者名
 3. 宅地建物取引士名
- Q2 今回の取引は、賃貸取引、売買取引のどちらの取引でしたか。
1. 賃貸取引
 2. 売買取引
- Q3 売買取引であった方にお伺いします。今回の社会実験で、34条の2書面を電磁的に交付しましたか。
1. 34条の2書面を電磁的に交付し、相手方が確認できた。
 2. 34条の2書面を電磁的に交付したが、相手方の確認に至らなかった。
 3. 34条の2書面を電磁的に交付しなかった
- Q4 今回の取引において、実施した内容をご選択ください。
1. 35条書面を電磁的に交付したが、相手方による電子ファイルの確認に至らなかった
 2. 35条書面の相手方による電子ファイルの確認は完了したが、電子書面交付による説明の完了には至らなかった
 3. 35条書面の電子書面交付による説明が完了したが、37条書面の電子書面交付による確認には至らなかった
 4. 37条書面の電子書面交付による確認が完了した。
- Q5 今回の社会実験で、電子契約を利用しましたか。（電子契約は今回の社会実験の対象範囲外です。）
1. 電子契約により契約を締結した。
 2. 電子契約により契約を締結しなかった（書面により契約した。）。
 3. 契約締結に至らなかった。
- Q6 重要事項説明を実施した日付をご入力ください。
1. 日付

Q7 説明の相手方の所在地（都道府県・海外）をご選択ください。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 北海道 | 25. 滋賀県 |
| 2. 青森県 | 26. 京都府 |
| 3. 岩手県 | 27. 大阪府 |
| 4. 宮城県 | 28. 兵庫県 |
| 5. 秋田県 | 29. 奈良県 |
| 6. 山形県 | 30. 和歌山県 |
| 7. 福島県 | 31. 鳥取県 |
| 8. 茨城県 | 32. 島根県 |
| 9. 栃木県 | 33. 岡山県 |
| 10. 群馬県 | 34. 広島県 |
| 11. 埼玉県 | 35. 山口県 |
| 12. 千葉県 | 36. 徳島県 |
| 13. 東京都 | 37. 香川県 |
| 14. 神奈川県 | 38. 愛媛県 |
| 15. 新潟県 | 39. 高知県 |
| 16. 富山県 | 40. 福岡県 |
| 17. 石川県 | 41. 佐賀県 |
| 18. 福井県 | 42. 長崎県 |
| 19. 山梨県 | 43. 熊本県 |
| 20. 長野県 | 44. 大分県 |
| 21. 岐阜県 | 45. 宮崎県 |
| 22. 静岡県 | 46. 鹿児島県 |
| 23. 愛知県 | 47. 沖縄県 |
| 24. 三重県 | 48. 海外 |

Q8 取引物件の種別をご選択ください。

1. 宅地
2. 戸建て（居住用）
3. アパート・マンション（居住用）
4. 上記以外の業務用建物（ビル等）

Q9 今回取引を行った物件は、未完成物件でしたか。

1. 未完成物件だった
2. 未完成物件ではなかった

Q10 電子書面を利用した重要事項説明に用いた端末について、利用したものすべてを選択してください。

1. パソコン
2. タブレット端末
3. スマートフォン
4. その他（以下に具体的にご記入ください） [

]

Q11 ご利用になった端末数はいくつでしたか。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. それ以上

Q12 今回の社会実験に際して、電子署名を利用しましたか。

1. 電子署名(タイムスタンプを含む)を利用した
2. 電子署名(タイムスタンプを含む)を利用しなかった

Q13 今回の社会実験で、どのような方法で本人性や非改ざん性について確認を行いましたか。

1. 内閣府・法務省・経済産業省の示した「押印についてのQ&A」に示された方法を利用した
2. その他（具体的にご記入下さい） []

Q14 本人確認情報の入手過程や文書の成立過程（メールによるやり取りや、その際に送受信した文書等）の保存に加えて、以下のうち、実施された内容をご選択ください。

1. pdfファイルにパスワードを設定した
2. パスワードを、電子書面とは別の方法で伝達した
3. 複数者宛にメールを送信した

Q15 今回の書面の電磁化に際して、利用したサービス事業者をご選択ください。（括弧内はサービス名称の例です。）

1. GMOクラウド株式会社（Agreeなど）
2. SB C&S株式会社（IMaoSなど）
3. アドビ株式会社（Adobe Signなど）
4. イタンジ株式会社（電子契約くんなど）
5. 株式会社セイルポート（キマRoom!Signなど）
6. 株式会社帝国データバンク（TDB電子認証サービスなど）
7. 東北インフォメーション・システムズ株式会社（電子証明書発行サービスなど）
8. ドキュサイン・ジャパン株式会社（DocuSignなど）
9. 弁護士ドットコム株式会社（CloudSignなど）
10. その他 []
11. 外部のサービス事業者を利用していない

Q16 今回の書面の電磁化に際して、利用したサービス名称をご選択ください。（括弧内はサービス提供事業者です。）

1. Agree（GMOクラウド株式会社）
2. IMAoS（SB C&S株式会社）
3. Adobe Sign（アドビ株式会社）
4. 電子契約くん（イタンジ株式会社）
5. キマRoom!Sign（株式会社セイルボート）
6. TDB電子認証サービス（株式会社帝国データバンク）
7. 電子証明書発行サービス（東北インフォメーション・システムズ株式会社）
8. DocuSign（ドキュサイン・ジャパン株式会社）
9. CloudSign（弁護士ドットコム株式会社）
10. その他[]
11. 外部のサービス事業者を利用していない

Q17 これまでに電子書面の交付を実施した回数を選択してください。

1. 0回（初めて）
2. 1回
3. 2回
4. 3回
5. 4回
6. 5回以上

Q18 これまでにIT重説を実施したことはありますか。

1. 実施したことがある
2. 実施したことがない

Q19 電子署名の付与や、必要メール等の情報の保存など、電子書面に改ざん防止措置等を施すのに要した時間をご選択ください。

1. 5分未満
2. 5分以上 15分未満
3. 15分以上 30分未満
4. 30分以上 1時間未満
5. 1時間以上 2時間未満
6. それ以上

Q20 今回の重要事項説明に要した時間を教えてください。（休憩時間を除き、また、複数日に分けて受けた場合は、総計の時間を教えてください。）

1. 30分未満
2. 30分以上 1時間未満
3. 1時間以上 2時間未満
4. 2時間以上 3時間未満
5. 3時間以上

Q21 電子書面の作成（改ざん防止措置を含む）は容易でしたか。

1. 容易だった
2. 容易でなかった

Q22 電子書面の作成において、容易でなかった部分を選択してください。

1. 書面の電子データへの変換
2. 改ざん防止措置の実施
3. ファイルの送付
4. その他（具体的にご入力ください。） []

Q23 電子書面が改ざんされていないことを、説明の相手方に容易に確認してもらえましたか。

1. 容易に確認してもらえた
2. 時間をかけて確認方法を説明し、理解してもらえた
3. 確認は出来たが、容易ではなかった
4. 確認してもらえなかったため、紙による重要事項説明に移行した

Q24 確認してもらったことが容易でなかった・確認できなかった原因をご選択ください

1. こちらが指示をしても、改ざんがされていないことを確認できる個所を理解してもらえなかった
2. 指示をもとに、ファイルに表示された情報を顧客が見ても、それが改ざんされていないこと意味すると理解してもらえなかった
3. 顧客の機器やソフトウェアが対応してなかった
4. その他（具体的にご入力ください） []

Q25 電子書面の取り扱いについて、当てはまるものをご選択ください。

1. 全体的に取り扱いやすく、作業や説明に支障がなかった
2. 一部取り扱いにくい箇所があったが、作業や説明に支障はなかった
3. 全体的に取り扱いにくく、作業や説明に支障があったため、紙による処理を行った。

Q26 電子書面が取り扱いにくかった理由として当てはまるものをご選択ください。

1. 画面のサイズが小さかったため
2. 文書の文字等のサイズが小さかったため
3. 文書の文字等が不鮮明であったため
4. 改ざん防止措置が複雑であったため
5. ファイル容量が大きかったため
6. その他（具体的にご入力ください。） []

Q27 書面を電磁的交付することで、将来的にメリットになると感じた点がありますか。該当するものすべてを選択してください。

1. 郵送の時間が不要になり、スピーディーに契約ができる点
2. 拡大・縮小などの閲覧がしやすい点
3. 複製が容易にできる点
4. 保管書類の管理が容易になる点
5. その他（以下に具体的にご記入ください） []
6. 特にない

Q28 書面を電磁的に交付することで、デメリットだと感じた点がありますか。該当するものすべてを選択してください。

1. 閲覧に際して、操作方法がわかりにくい点
2. 書類の作成に際して、操作方法がわかりにくい点
3. 紙と比較して、全体像を把握しにくい点
4. 閲覧に電子機器を必要とする点
5. その他（以下に具体的にご記入ください） []
6. 特にない

Q29 電子書面交付による説明を行うことで、疲労を感じましたか。

1. 疲労を大きく感じた
2. 多少の疲労を感じた
3. まったく疲労を感じなかった

Q30 疲労を感じた方にお伺いします。疲労の原因として、当てはまると思うものをご選択ください。

1. 電子書面交付による説明を実施する時間が長かったため
2. 電子書面交付による説明を実施することがあまりなく、操作などになれていなかったため
3. 説明の相手方が、画面上の項目のどこを話題としているかがわかりにくかったため
4. 書面の確認や操作に手間取ったため
5. 電子書面が見にくかったため
6. その他（具体的にご入力ください） []

Q31 電子書面での重要事項説明と、紙の書面での重要事項説明と比べた時、どちらの方が説明がしやすいと思いますか。

1. 電子書面の方が紙の書面での重説より、説明しやすいと思う
2. 電子書面の方が紙の書面での重説より、比較的説明しやすいと思う
3. 電子書面での重説と紙の書面での重説の説明のしやすさは、同程度である
4. 紙の書面での重説の方が電子書面での重説より、比較的説明しやすいと思う
5. 紙の書面での重説の方が電子書面での重説より、説明しやすいと思う

Q32 電子書面での重要事項説明と、紙の書面での重要事項説明と比べた時、どちらの方が相手の理解状況を把握しやすいと思いますか。

1. 電子書面の方が紙の書面での重説より、相手の理解状況を把握しやすいと思う
2. 電子書面の方が紙の書面での重説より、比較的相手の理解状況を把握しやすいと思う
3. 電子書面での重説と紙の書面での重説の理解状況の把握のしやすさは、同程度である
4. 紙の書面での重説の方が電子書面での重説より、比較的相手の理解状況を把握しやすいと思う
5. 紙の書面での重説の方が電子書面での重説より、相手の理解状況を把握しやすいと思う

Q33 書面の電子化に係るトラブルはありましたか。

1. あった
2. なかった

Q34 どのようなトラブルがありましたか。該当するものすべて選択してください。

1. 電子ファイルを作成する際のトラブル
2. 電子ファイルに改ざん防止措置等を施す際のトラブル
3. 電子ファイルを送付する際のトラブル
4. 電子ファイルを開くことが出来ないトラブル
5. その他（以下に具体的にご記入ください） []

Q35 重要事項説明中に機器以外のトラブル又は苦情の申出がありましたか。

1. あった
2. なかった

Q36 下記枠内にトラブル及び苦情の内容について、具体的にご入力ください。

1. _____

Q37 今後、不動産取引の電子化に関して求めるサービス内容がありましたら、自由にご入力ください。

1. _____

Q38 その他ご意見・ご感想等ありましたら、自由にご入力ください。

1. _____